

未整備な市街地の道路、公園、河川等の公共施設を整備することにより、良好な市街地を形成するとともに、治水対策、消火活動、避難対策、延焼防止等の都市防災を図るため、土地区画整理事業を推進する。

5. 建築物不燃化対策

安全な都市環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

(1) 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

第17節 要配慮者等安全確保対策

(総務課・福祉介護課・町民課・地域整備課)

災害に備えて、地域住民の中でも、特に要配慮者を保護するため、要配慮者利用施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分は配慮するよう努めるものとする。

1. 要配慮者利用施設の安全性の確保

(1) 要配慮者利用施設の管理者は、施設の耐震性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。

(2) 要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

(3) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

2. 要配慮者の支援体制の整備等

(1) 町は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努める

また、町は、町地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

(2) (1) の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

ア. 氏名

イ. 生年月日

ウ. 性別

エ. 住所又は居住

オ. 電話番号その他の連絡先

カ. 避難支援等を必要とする理由

キ. その他避難支援等の実施に関して町長が必要と認める事項

(3) (1) の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。

ア. 名簿に登載する者の範囲は、次のとおりとする。

①要援護高齢者

・介護保険における要介護度3以上の認定者

・障害高齢者の日常生活自立度判定基準のBランク以上の者（前項の該当者を除く）

・認知症高齢者の日常生活自立度判定基準のⅡランク以上となる者（前2項の該当者を除く）

②一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯（①の該当者を除く）

・一人暮らしの高齢者・・・満70歳以上の一人暮らしの高齢者

- ・高齢者のみの世帯・・・満70歳以上の高齢者のみの世帯
- ③在宅の身体障害者（体幹・上下肢1～2級、視覚・聴覚1～2級）
- ④在宅の知的障害者（療育手帳）
- ⑤日本語に不慣れな在住外国人
- ⑥その他援護を必要とする者

なお、施設入所者や乳幼児については、当該施設の職員等あるいは父母等の保護者が存在していることから、対象者からは除いている。

イ. 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。

福祉介護課：要配慮者等に関すること

町民課：要配慮者等の個人情報に関すること

ウ. 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。

氏名、生年月日：戸籍

性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする理由：町職員等による電話・訪問調査等

- (4) (1) の名簿を作成するにあたり、町長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ(1) の名簿を平内消防署、平内町消防団、青森警察署、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。この際、町長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じるよう求める。
- (5) 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人ひとりに対応した支援計画を策定しておく。
- (6) 町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。
- (7) 町等防災関係機関は、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援等の災害復旧に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。

3. 避難行動要支援者の情報伝達体制及び避難誘導體制等の整備等

- (1) 町は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上でることにより、又は条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。
- (2) 町は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したのものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- (3) 町等防災関係機関は、被災した避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。
- (4) 要配慮者利用施設における支援体制等の整備
 - ア. 要配慮者利用施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。
 - イ. 要配慮者利用施設の管理者は、平時から町、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導體制の整備を進める。
 - ウ. 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。
- (5) 避難所における連絡体制等の整備

町は避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

(6) 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

(7) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第18節 防災ボランティア活動対策

(町民課・教育委員会)

地震・津波災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1. 関係機関の連携・協力

町は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平時からの交流に努める。

2. 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は、県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部平内町分区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3. 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役割を担っており、そのため県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4. 防災訓練等への参加

県及び町は、県教育委員会及び町教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部への防災訓練等への参加を呼び掛けるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

5. ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、町及び町教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を活かしたネットワークを築けるよう支援する。